

7 契 第1944号
令和8年2月19日

入札参加資格登録事業者様
(建設工事に登録のある事業者)

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

第三次・担い手3法の改正に伴う適正な労務費等の確保について（通知）

日頃より公共工事の施工をはじめ、市政運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。標題の担い手3法は、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を指しております。

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などを総合的に進め、担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和7年12月12日に担い手3法の改正が全面施行されたところです。この改正では、適正な労務費及び建設工事を施工するのに不可欠な経費（以下「労務費等」という。）の確保に関して下記のような重要な規定が盛り込まれています。

つきましては、建設事業者の皆様におかれましては、法改正の趣旨を踏まえ適切に対応くださるようご理解をお願いいたします。

なお、今般の担い手3法の改正の趣旨や対応について、ご不明な点などがありましたら、所管官庁や事務担当までご連絡くださいるようお願いいたします。

記

1 適正な労務費等の確保が求められる背景

建設工事の請負契約においては、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも労務費の方が削減しやすい、技能者の処遇を考慮せずに安価で請け負う事業者が競争上有利になりやすいといった特性を背景として、賃金の原資となる労務費が、発注者から技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない状況が全国的に問題となっています。

そうしたことから、労務費等を内訳明示した見積書の提出などにより、契約段階における適正な労務費の確保を図るとともに、適正な労務費を著しく下回る見積りや契約締結を禁止し、これに違反した事業者は、許可権者（国または都道府県）から指導・監督を受ける対象になります。

改正法においては、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、すべての契約段階において確保され、技能者の賃金として支払われる仕組みが整備されることを目指しています。

2 適正な労務費等の確保に関する改正概要

(1) 労働者の処遇改善

① 標準労務費の勧告

中央建設業審議会から「労務費の基準」が作成・勧告されています。見積り・契約時にはこの「労務費の基準」に照らして著しく低い労務費に当たらないかを判断する必要があります。

② 適正な労務費等の確保と行き渡り

著しく低い労務費等による見積り提出（下請等の受注者）や、見積り変更依頼（注文者）は禁止されています。

③ 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

原価割れ契約の禁止に違反した受注者は、許可権者からの指導・監督の対象となります。

(2) 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

① 資材高騰を伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項となりました。

② 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象の情報について、契約締結前に、下請等の受注者から注文者に通知することが義務付けされました。

③ 資材高騰が顕在化した場合に、下請等の受注者が変更方法に従って契約変更方法を申し出たときは、注文者は誠実に協議に応ずることが努力義務となりました。

(3) 建設Gメンによる調査体制の強化

① 国土交通省において、新たに「建設Gメン」を配置し、駆け込みホットライン等に通報があった案件を調査する体制が強化されました。これにより、改正法の実効性を担保しています。

3 その他改正の詳細について

市のホームページに、関連する資料のリンクを掲載しておりますので、ご参照ください。

(1) 市ホームページの掲載場所

市ホームページ>入札情報>1. 入札に関するお知らせ・通知>第3次・扱い手3法の改正に伴う適正な労務費等の確保について

URL : <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2026021700024/>

(2) リンクを掲載しているもの

・ 令和6年6月21日付け、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より、建設業者団体の長への通知文

「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布・施行及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通知）」

・ 国土交通省「建設業者のみなさまへ」

・ 国土交通省「5分でわかる改正のポイント（受注者向け）」及び「同（注文者向け）」